

か行

介護慰労金

要介護者を現に介護している家族を慰労するために行う金品の贈呈。市町村等が、要介護被保険者を現に介護する者を対象に実施する。

介護予防

高齢者が要介護状態*になることをできる限り防ぐ（発生を予防する）こと、あるいは、要介護状態*であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにする（維持・改善を図る）こと。

介護療養型医療施設（介護療養病床*）

病状が安定期にあり、長期にわたり入院療養が必要な要介護者を対象に、病院・診療所が県知事の指定を受け、①療養上の管理、②看護、③医学的管理下の介護等の世話、④機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設。

療養病床*等のうち、介護保険の適用を受けるもの。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則として65歳以上で、身体上又は精神上の著しい障害のために常時介護を必要とし、かつ、居宅において適切な介護を受けることが困難な人に対し、入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とした施設。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定期にある要介護者に対して、看護、医学的管理の下における介護及びリハビリテーション等を提供して、その自立を支援し、居宅への復帰を目指す施設。

家族介護教室

要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室。市町村等が、要介護被保険者を現に介護する者を対象に開催する。

家族介護者交流会

介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会。市町村等が、要介護被保険者を現に介護する者を対象に開催する。

通いの場

交流や体操をとおして介護予防*につなげるために、地域住民が主体で活動するサロン*やカフェ。

緊急宿泊事業

介護者の急病等の緊急時において、要介護高齢者を、家庭で介護することができない場合に、当該高齢者等を通所施設に緊急に宿泊させ、介護者等の負担を軽減する事業。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

一般的にケアハウスと呼ばれる施設で、身体機能の低下等により自立して日常生活することに不安のある60歳以上の高齢者に対して、食事の提供、入浴等の準備、生活相談や緊急時の対応等を行うことを目的とした施設。収入に応じて利用料の軽減措置があり、低額な料金で利用できる。

さ行

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）

高齢者の居住安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を備えるとともに、安否確認や生活相談サービスを提供するなど、安心して暮らすことができる環境を整えた住宅

サロン

身近な場所で気軽に集まり、楽しくふれあいを深めて交流することができる場。

小規模多機能型居宅介護

要介護者の心身の状況や環境等に応じた選択に基づき、居宅への訪問や、サービス拠点への通所又は短期間の宿泊により、その拠点から提供を受ける入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練。

生活支援サービス

地域で生活する者の見守りや外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援等が該当する。地域の要援助者の個別の生活ニーズに応える仕組みをもち、公的サービスに比べ柔軟な基準・方法で運用されるサービス。

生活支援ハウス

デイサービスセンターに居住部分を併設した施設で、身体機能の低下や高齢のため独立して生活するには不安のある高齢者が入居して、相談・緊急時の対応等の生活の援助を受ける施設。

た行

ターミナル、ターミナルケア

医療介護分野において、ターミナルとは、病気による終末期をさす。ターミナルケアは、終末期における医療や介護をさす。

第1号被保険者

この計画では介護保険の第1号被保険者。市町村の住民のうち65歳以上の人。

第2号被保険者

この計画では介護保険の第2号被保険者。市町村の住民のうち40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

短期入所（ショートステイ）

施設に短期間入所し、介護、機能訓練、日常生活上の世話などを受けるサービス。福祉系の施設で行われる短期入所生活介護*と、医療系の施設で行われる短期入所療養介護がある。

- ① 短期入所生活介護*：特別養護老人ホームに併設された専用居室等に短期間入所し、当該施設で入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス
- ② 短期入所療養介護：介護老人保健施設*、病院等に短期間入所し、当該施設で看護、医学的管理下の介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービス。

短期入所生活介護

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者（要介護者等）が老人短期入所施設、特別養護老人ホーム*等に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

短期入所療養介護

要介護状態*となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るもの。

地域包括支援センター

公正・中立の立場から、地域における高齢者の①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護*、③包括的・継続的マネジメント支援、④介護予防マネジメントという4つの機能を担う中核機関。

市町村又は社会福祉法人等の市町村が委託する法人が運営し、保健師・主任介護支援専門員*・社会福祉士*等の専門職員が従事している。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）

利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、入所定員30人未満の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）*が、常に介護が必要な方の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供する。地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、明るく家庭的な雰囲気があり、地域や家族との結びつきを重視した運営を行うこととされている。

地域密着型サービス

高齢者が中重度の要介護状態*になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。

サービスの種類として、①（看護）小規模多機能型居宅介護、②夜間対応型訪問介護*、③認知症対応型通所介護*、④認知症対応型共同生活介護*、⑤地域密着型特定施設入居者生活介護*、⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*⑦定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等がある。

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴・食事提供等の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設*、病院・診療所に日帰りで通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを受けるサービス。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回や随時通報への対応など、利用者の心身の状況に応じて、24時間365日必要なサービスを必要なタイミングで柔軟に提供する。また、サービスの提供にあたっては、訪問介護員だけでなく看護師なども連携しているため、介護と看護の一体的なサービス提供を受けることもできる。

な行

日常生活圏域

市町村介護保険事業計画において定める区域。市町村が地理的条件、人口、交通事情等を総合的に勘案して定め、地域密着型サービス*の必要量等を設定する単位となる。

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

比較的安定状態にある認知症の要介護者等を入居させて共同生活を営む住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を提供することを目的としている。

認知症対応型通所介護

認知症の居宅要介護者等が、デイサービスセンター等に日帰りで通い、入浴・食事提供等の日常生活上の世話及び機能訓練を受けるサービス。

は行

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護者等の居宅において、ホームヘルパー等によって行われる入浴・排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話。

訪問看護

病状が安定期にある要介護者等の居宅において、主治医の指示に基づき、看護師等によって行われる療養上の世話や必要な診療の補助。

訪問看護ステーション

訪問看護サービスを行う拠点。

訪問薬剤管理指導

通院が困難なため在宅で療養を行っている患者を対象とした、在宅での薬剤師による薬学的管理及び指導。

訪問リハビリテーション

病状が安定期にある要介護者等の居宅において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法・作業療法等のリハビリテーション。

ま行

看取り

患者を死期まで見守り看病すること。

や行

有料老人ホーム

高齢者を入居させ、入浴・排せつ・食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜を提供することを目的とする施設であって、老人福祉施設等でないもの。

入居者に介護が必要となった場合の対応によって、①介護付（特定施設入居者生活介護の指定を受けているもの）、②住宅型（外部の介護サービスを利用しながら、有料老人ホームでの生活を続けるもの）、③健康型（退去しなければならないもの）の3類型に分類される。

要介護・要支援認定者

- ① 要介護認定者：介護給付を受けるために、要介護状態*にあること及びその該当する要介護状態*区分について、保険者*の認定を受けた被保険者。
- ② 要支援認定者：予防給付を受けるために、要支援状態にあること及びその該当する要支援状態区分について、保険者*の認定を受けた被保険者。

養護老人ホーム

環境上の理由や経済的な理由により、居宅において養護をうけることが困難な高齢者が、老人福祉法に基づく市町村の措置決定によって入所する施設。